

令和6年5月1日

県民児協たより

第146号



群馬県民生委員児童委員協議会「ぐんまミンジー」

「思いやり 地域によりそう 民生委員」

特集

県民児協マスコットキャラクターを 紹介します

群馬県民生委員児童委員協議会では令和4年度にマスコットキャラクターのデザインを県内民生委員・児童委員の皆さまに広く公募し、たくさんのご応募をいただきました。

この度、ご応募いただいた作品の中から選考した結果「ぐんまミンジー」に決定しましたので紹介いたします。

つきましては、民生委員・児童委員活動について広く普及・啓発を図るため、市・単位民児協の広報紙や研修資料、その他のグッズ等に積極的にご使用ください。

なお、使用に際しては、群馬県社会福祉協議会ホームページ内の群馬県民生委員児童委員協議会ページから委員・事務局専用ページに入り「群馬県民生委員児童委員協議会キャラクター取扱要領」をご確認いただき「使用届出書」を県民児協事務局まで提出のうえご使用ください。



プロフィール

- 🍀 **キャラ名** ぐんまミンジー
🍀 民生委員の「**ミン**」、児童委員の「**ジ**」
- 🍀 **年齢・性別** 秘密
- 🍀 **性格** 聞き上手でみんなの支え役
- 🍀 **好きな食べ物** 焼きまんじゅう、こんにゃく
- 🍀 **趣味** 温泉巡り、だるま鑑賞

↓

群馬県のだるま生産量は全国1位！
(全体の8割を占める)



群馬県民生委員児童委員協議会「ぐんまミンジー」

【「ぐんまミンジー」使用における主な留意点】

- 「ぐんまミンジー」以外の愛称で使用しないでください。また、形や色の変更もできません。(印刷の都合による2色刷りは可)
- 「ぐんまミンジー」は民生委員・児童委員、主任児童委員活動において使用することとし、民生委員・児童委員等のイメージを損なう使用をしてはいけません。
- 使用する場合は「使用届出書」の提出をお願いします。

- 県民児協キャッチコピーも決定しました。

「思いやり 地域によりそう 民生委員」

令和6年度 県民児協事業計画（抜粋）

重点目標

- 1 民生委員・児童委員活動及び協議会運営の強化・支援
 - 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の強化・支援
 - 市町村・単位民児協の運営強化・支援
 - 区域担当委員と主任児童委員との連携強化・支援
 - 県民児協の体制強化
- 2 民生委員・児童委員の資質の向上、関係機関との連携強化
 - 研修会、研究委員会・活動委員会等の充実
 - 活動記録等の作成支援
 - 民生委員・児童委員並びに主任児童委員と関係機関との連携強化
- 3 広報・啓発活動の推進
 - 民生委員・児童委員活動の周知・PR
 - 機関誌「県民児協たより」の発行

事業内容

- 1 会の運営

円滑な運営を図るために、次の会議を開催します。

(1)正副会長等会議	年12回
(2)理事会	年2回
(3)総会	年1回
(4)監事会	年1回
- 2 民生委員・児童委員、民児協の資質向上

(1)委員会に関すること
資質向上を図るために、次の委員会を開催します。

①研究委員会（地域福祉・子ども福祉・自立支援）	年各2回
②研修活動委員会	年1回
③研修企画推進委員会	年2回
④広報広聴活動委員会	年1回
⑤県民児協たより編集委員会	年2回

(2)研修に関すること
資質向上を図るために、次の研修会等を開催します。

①新任民生委員・児童委員研修会（応用編）	県社協受託事業
②単位民児協会長研修会	県社協受託事業
③主任児童委員研修会	県民児協受託事業
④民生委員・児童委員相談技法研修会	

(3)会議等に関すること
資質向上を図るために、次の会議等を開催します。

①民生委員・児童委員各種表彰受賞者祝賀会	年1回
②主任児童委員連絡会議・代表者会議・情報交換会	年計6回
③ブロック別市町村民児協会長会議	年1回
④都道府県・指定都市民児協事務局会議	
⑤群馬県内市町村民児協事務局会議	
- 3 各種大会、研修会等への参加

全民児連等主催の大会・研修会等に参加します。

(1)第93回全国民生委員・児童委員大会（宮崎県）
(2)第84回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会（静岡県）
(3)全国民生委員指導者研修会(第34回全国民生委員大学)
(4)全国民生委員リーダー研修会
(5)全国児童委員・主任児童委員研究協議会
(6)関係機関等からの要請に基づく各種会議
- 4 民生委員児童委員協議会活動の強化

助成事業等を通じ、活動の支援を行います。

(1)地区民児協活動推進費助成の実施
(2)オンラインを活用した円滑な情報共有と研修機会の提供
- 5 広報・PR活動の推進

広報・啓発、会員の連携、情報提供を図ります。

(1)民生委員・児童委員活動の周知の推進
(2)民生委員・児童委員の日（5月12日） ・活動強化週間（5月12日～18日）の推進
(3)機関誌「県民児協たより」の発行
(4)ホームページの充実及びキャッチコピー・PRキャラクターの活用
- 6 互助事業の実施

会員の弔慰等の給付を行います。

(1)全国民生委員互助事業の実施
(2)県民児協互助事業の実施

委員の情報室

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害など精神上の障害により、判断能力が不十分・著しく不十分・欠けているのが通常の状態にある方について、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

1 どんな時に使うの？

次のような目的で利用されています。

- ・ 預貯金などの管理・解約、保険金の受取
- ・ 診療や入院契約、介護・福祉サービスの利用契約の締結
- ・ 相続手続
- ・ 不動産の処分（売却、賃貸等）
- ・ 身寄りがいない等により将来にわたって支援する人が必要である等

2

成年後見制度の種類（3つの類型）

○法定後見制度○

補助	・判断能力が単に不十分 家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為について、家庭裁判所が選任した補助人に同意権・取り消し権や代理権を与えることが可能。
保佐	・判断能力が著しく不十分 金銭貸借、保証人になる、不動産の売買等の法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意を得ることが必要となる。同意を得ずにした行為は、取り消しが可能。
後見	・判断能力が欠けているのが通常 家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の代理行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことが可能。

3

成年後見制度でできること・できないこと

できること

- ・ 印鑑や預貯金通帳の保管・管理、不動産の維持・管理、利用料の支払い、保険金や年金の受領
- ・ 賃貸借契約、賃料の支払い、施設契約、施設費支払い、介護契約、生活保護申請
- ・ 診療契約、入院契約、医療費の支払い
- ・ 「遺産分割協議」「遺留分減殺請求」などの法律行為、生活資金捻出のための不動産及び不動産の処分等

できないこと

- ・ 事実行為（食事・排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添い等）
- ・ 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること
- ・ 医療行為への同意（手術や臓器移植、延命措置などの同意、拒否等）
- ・ 一身専属的な権利の代理行為（結婚・離婚・養子縁組・離縁、認知等）

4 成年後見制度の事例

○保佐開始事例

① 本人の状況：中程度の認知症の症状

- ② 申立人：長男
- ③ 保佐人：申立人

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、分からなくなるが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

5 相談先

各市町村の地域包括支援センター、障害者相談窓口、中核機関等

主任児童委員活動のワンポイントレッスン

大きな耳

安中市の新年式で、会長から今年の目標を「傾聴」としたいというお話がありました。私も大賛成です。私の好きな言葉に「大きな耳、小さな口、優しい目」があります。「大きな耳」まずは人の話をしっかり聞きましょ。 「小さな口」自分の意見を言いつぎないこと。「優しい目」相手や回りの人たちへ目配り気配りを意識して行動をしましょ。と言うことだと思ひます。

民生委員・児童委員は、産まれたての赤ちゃんから一世紀以上も頑張り長い人生を送っていらつしやる方、障がいをお持ちの方、ひとり暮らしで暮らしていらつしやる方、本当に幅広く関わりを持てるとても素晴らしい活動だと思ひています。そして、私たち主任児童委員も、民生委員・児童委員の委嘱を受け新たに主任児童委員の辞令を受けていますがプロではありません。時には相談されても困難な時や、大変な事案を抱えてさてどうしようと思ひ事もあると思ひます。でも心配しなくて大丈夫、そんな時は地区の民生委員・児童委員と連携し、知恵を出し合い、適確な機関へと繋げ安心して頂く事が大切だと思ひます。そのためにも普段からこんな時はここに、と繋ぎ先を把握しておくことが必要です。たくさん引き出しを用意しておきましょう。私たちはひとりではありません。たくさん仲間がいます。そして困つた時には助けてくれる行政を始め各関係機関の方々がいます。

私もまだまだ勉強をしていかなければと思ひています。今年は特に「大きな耳」を意識して活動したいと思ひます。

主任児童委員西部ブロック 篠原晴美

委員活動をやってみてよかった

「地域とともに」

高齢者のお宅に「今日は、変わりないですか」と伺うと「あちこちが痛く、もうダメだね」と言いながらも、笑顔で元氣そうに答えてくれ、見守り活動が始まります。

ある日の夕方、見守りをしているお宅に救急車が来たので、ビックリして駆けつけました。苦しくなり、救急車を呼んだとのこと。直ぐに娘さんに連絡し、必要最低限の持ち物を救急隊員に渡すことを承諾して頂きました。そ

の方は、日頃薬や保険証の置き場所などを私に教えてくれていたのです。無事を願いながら救急車を見送りしました。

私は、生まれも育ちも嫁ぎ先も地元なので、高齢者の方は親同然と思ひ接しています。

また、市民協会長さんの「私たちの活動は、行政に繋ぐことまで」という言葉を胸に、同じ地域住民としてこれからも活動を続けていきたいと思ひます。

みどり市東地区 野澤 千代子

委員活動 Q&A

Q

主任児童委員対象の研修を受けているのに、民児協主催の高齢者や障害者関係等の研修を受けなければならないのでしょうか。

A

主任児童委員は児童委員から指名されます。その児童委員は民生委員に充てられたものとするさされていきますので、主任児童委員はそもそも民生委員・児童委員と言えます。

例えば子どもの貧困問題を考えた際、子どもの属する世帯全体の問題や課題に向き合わなくてはなりません。そこには子どもの問題だけではなく、複合的な課題が必ず存在しています。一面的な部分での係わりではなく、包括的な係わりが求められてきます。

地域全体を見渡す視点と担当民生委員・児童委員との連携強化のために、幅広い研修が必要です。

地区コーナー たより



中部ブロック

(玉村町民児協)

『声掛けで広がる安心・安全な地域』を目指して

玉村町民児協は、民生委員・児童委員58名、主任児童委員4名の62名で、お元気ですか訪問（70歳以上の一人暮らし高齢者訪問）や主任児童委員による学校訪問、住民の方からの相談などを実施しています。

いままでは民生委員・児童委員活動について、町民の皆様にご理解ご協力をいただくため、町内のお祭りなどで、広く町民の皆様に関知活動を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、周知活動の場が制限されていきました。しかし、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類になったことで、ようやく活動を再開することができました。

令和5年度は、7月に開催されたふるさと祭りや、来場された子どもから大人まで、幅広い年齢層にパンフレット等の配布を行いました。若い世代は民生委員・児童委員を知らないことも少なくありませんので、周知をできたことは非常に有意義でした。

実施後の8月は、相談・支援件数が昨年より約30件増加しており、効果を実感しています。

近年、ご近所付き合いが希薄になっていますので、地域の見守り役として、身近な相談窓口としての民生委員・児童委員の役割は、重要となっております。今後とも民生委員・児童委員の周知活動を実施し、悩みごとを抱える方が1人でも少なくなるよう、地域の見守り役として活動していきたいと思えます。

(取材・伊勢崎市 田中隆次)

東部ブロック

(館林市民児協)

市民児協だより創刊



『館林市民生委員児童委員協議会だより』は、読みやすさを第一に、文字数少なく、写真を多く、活動は明瞭・簡潔に紹介するなど配慮して、今後、随時発行をしていきます。

2〜3面は見開きで、10単位民児協の活動の一端を写真で紹介しました。

4面は市民児協の全体研修会やテーマ別勉強会、3研究部会（自立支援、地域福祉、子ども福祉）を紹介しました。

館林市民児協の広報誌として、名称「つなぐ」創刊号を5月に発行しました。

発刊目的は、市民のかたに民生委員・児童委員の役割を紹介するとともに、市内10単位民児協の日々の活動を知っていただき、気軽に相談や支援など、4つの大きな役割を主眼に作っていきたいと発刊したものです。

集い、代表者を決めた後、①名称②サイズ③部数④発刊時期⑤配布方法（回覧か毎戸）などを最初に協議しました。

名称「つなぐ」にあるように創刊第1号は、市民のかたとのつながりを大切に、つなぎ役として相談・見守りに関連した心配事や悩みなどの相談を1面としました。

(取材・執筆 館林市 田口正夫)



西部ブロック

(藤岡市民児協)

藤岡市民児協の活動と取組

藤岡市民児協は、8地区140名で活動しています。

例年、夏季冬季の研修会、1泊2日の視察研修会を実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で視察研修会を開催することができていませんでしたが、4年ぶりの令和5年11月に福島県のいわき市で研修を行い、被害を受けた当時の状況や復興までの様子について話を聞くことができました。

また、10月には藤岡市と姉妹都市である石川県羽咋市の民児協と、交流研修会で活動紹介や意見交換会を行いました。新型コロナウイルスの影響で思うような活動ができていませんでしたが、再び活動できる機会が増えてきて委員もやりがいを感じながら活動をする事ができています。

改選により、新任の委員も多くなりましたが、1年半が経過し、民生委員・児童委員同士の話し合いが増えてきました。今後も地域の中での「つなぎ役」の役割を意識して、見守り活動を行い、地域に寄り添った活動を行っていききたいと思います。

(取材・高崎市 新井正昭)

利根・沼田ブロック

(川場村民児協)

明るい社会づくりのために



「雪ほたか」が有名な川場村の民児協は12名の委員で構成され、毎月の定例会には関係機関や、保健師も参加し広く情報交換等を行っています。

川場村はコロナ禍においても地域サロンを出来るだけ開催してきました。委員の活動でも、未就園児の母子に対して月1回保健センターでの交流会を開催しています。村社会福祉協議会と、年1回こども園に一人暮らし高齢者を招待し園児との交流をはかり、その後昼食会で参加者の交流を深めています。また、ひとり暮らし高齢者の保養事業では、担当する地域の高齢者が旅行に参加する際には同行しサポートも行っています。

ひとり暮らし高齢者等の安心カードについては、委員から意見を募り、今後見直しをする予定です。

令和5年度は民児協交流会が再開し、川場村が片品村を訪問、委員同士の意見交換や歓談等、楽しく有意義なひと時を過ごしました。今後は社会活動もより活発になっていくことと思われます。私たち民生委員・児童委員も日頃の活動を通し、より明るい社会実現のため努力していききたいと思います。

(取材・執筆 片品村 須藤育美)

吾妻ブロック

(東吾妻町民児協)

ヤングケアラー支援に向けて

東吾妻町民児協は民生委員49名、主任児童委員3名の計52名で活動し、3つの研究委員会があり、各委員会において関係する分野の研究を行っています。

その一つである自立支援研究委員会において、令和5年度「ヤング（ダブル）ケアラーへの支援」について、特定非営利活動法人 虹色のかさ 理事長高橋様の講話を受講しました。

講話の中で、ヤングケアラーに出会ったら「①声をかける②話しを聴く③伴走する、つなぐ」ことがポイントになるとのことでした。児童委員として、悩みを抱える子どもたちへどう接したら良いか、解決への糸口を見つけるため大いに勉強になりました。

私たちは民生委員であると同時に児童委員でもあるということを再認識し、



今後も全ての皆様地域で安心して生活できるよう、行政・学校などの関係機関と協力・連携を図りながら協議会活動に努めていききたいと思います。

(取材・草津町 重田直人)

群馬県民生委員児童委員協議会 (県社協HP内)のホームページが リニューアルしました。



※下記二次元バーコードよりご覧頂けます。



1. 理事会

- ・日時：5月21日(火)
- ・場所：群馬県社会福祉総合センター 地階B01
(前橋市新前橋町13-12)

2. 総会

- ・日時：5月28日(火)
- ・場所：群馬県社会福祉総合センター 8F大ホール
(前橋市新前橋町13-12)

3. 1期目民生委員・児童委員研修会

- ・日時：8月28日(水)・29日(木)
- ・場所：昌賢学園まえばしホール
(前橋市南町3丁目62)
- ・講師：泉恵造研修企画工房
泉 恵造 氏

4. 単位民児協会長研修会

- ・日時：9月12日(木)~13日(金)
- ・場所：ホテル木暮
(渋川市伊香保町伊香保135)
- ・講師：ルーテル学院大学
市川 一宏 氏

編集後記

甚大な被害をもたらした能登半島地震で迎えた新年でしたが、季節の移ろいは変わることなく早くも風薫る5月となりました。改めて犠牲者のご冥福をお祈りし併せて被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げます。さて、民生委員・児童委員の任期も中間点となりました。この間色々ご苦労もあった事と存じますが、健康に留意され残任期を引続きその任に向き合い頑張ってくださいと思います。重ねて犠牲者のご冥福と現地被災地の1日も早い復興を御祈念申し上げて編集後記に替えます。

編集委員会担当副会長 井上政道

行政コーナー

孤独・孤立対策について

今年4月1日に施行された「孤独・孤立対策推進法」

は「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現を目指しており、そのための基本理念や国・地方公共団体の責務、施策の基本となる事項などが定められています。

群馬県では、官民連携の基盤となるプラットフォームを設置し、関係者間の「つながり」づくりを推進するとともに、各種相談窓口を掲載したポータルサイトの開設やシンポジウムの開催等を通じて、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない

社会の実現に向けた取り組みを進めます。

孤独・孤立対策においては、当事者の状況に応じた支援が継続的に行われるよう関係者の連携と協働の促進を図ることとされています。民生委員・児童委員の皆様におかれましては、地域における最も身近な相談相手として、地域住民に寄り添った相談・支援活動に取り組んでいただいておりますが、引き続き、あいさつや声かけ、見守り支援といった日頃の活動を通じて、地域住民とのつながりづくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。